

訪問看護事業等に使用する車両に対する駐車許可の取扱いについて

(平成7年11月20日)

(栃交規第5号)

老人訪問看護事業等に使用する車両の駐車に関する取扱いについては、今後下記により実施することとしたので事務取扱に遺憾のないよう適正な運用に努められたい。

1 基本的な考え方

老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づく老人訪問看護事業は、疾病、負傷等により家庭において寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人を、健康保健法(大正11年法律第70号)に基づく訪問看護事業は、老人以外の難病患者、末期のがん患者等で訪問看護を必要とする者をそれぞれ対象とする事業であり、公共性が高く、これらの事業に使用する車両を駐車禁止場所に駐車することがやむを得ない場合も認められる。

また、訪問看護等は計画的に行うこととされており、駐車を必要とする日時及び場所は、あらかじめ特定されるものであることから、これらの事業のために使用する車両については、一定の範囲内において、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第45条第1項ただし書きの規定に基づく警察署長の駐車許可により対応するものとする。

2 対象車両

(1) 老人保健法第6条第5項に規定する老人訪問看護事業のために使用する車両

(2) 健康保健法第44条の4に規定する訪問看護事業のために使用する車両

3 取扱い上の留意事項

(1) 警察署長の駐車許可は、個々の申請ごとに

- ・ 申請に係る用務の具体的内容
- ・ 申請に係る場所及びその周辺の駐車施設の有無
- ・ 申請に係る駐車を許容することが交通にもたらす障害の程度(著しい障害をもたらすか否か。)
- ・ 附すべき必要な条件

等について総合的に判断し、真にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

(2) 許可は、車両ごとに、日時、場所及び用務を特定して行うこと。

なお、この場合、6箇月以内の範囲内において期間を定め、駐車する車両ごとに、駐車の日時、場所及び運転者等を記載した一覧表を添付することにより、一括して許可することとしても差し支えない。

(3) 許可は、当該警察署の管轄区域内の道路に限ること。

(4) 許可に当たっては、駐車禁止場所に駐車する場合は、交付を受けた駐車許可証を当該車両の見やすい場所に掲出すべき旨を条件として附すこと。

(5) 地方公共団体以外の者からの申請の受理に当たっては、当該申請者が都道府県知事の指定に係る指定老人訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であること。

(6) 申請から許可証交付までの所要日数は、原則として1週間以内とすること。

3 関係機関団体等に対する本趣旨の徹底について

本措置を採るに当たっては、関係機関・団体等に対し、本措置が社会的かつ人道的要請に基づく特例的措置である旨を周知徹底するとともに、駐車禁止場所に駐車しないですむよう業務改善を促すこと。

4 その他

(1) 訪問看護事業等の概要

別添「訪問看護事業等の概要」のとおり。

(2) 指定老人訪問看護事業者が訪問看護事業を行わない旨の別段の申出をしない限り、自動的に指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされることとなっており、通常一つの指定老人訪問看護事業者において老人訪問看護事業と訪問看護事業が行われている。

別添

訪問看護事業等の概要

| | | |
|----------------------|-----------|---|
| 老人 訪問 看護 事業 | ① 法的根拠 | 老人保健法第6条5項 |
| | ② 対象者 | 疾病、負傷等により、家庭において寝たきり又はこれに準ずる状態にある老人(脳卒中後遺症等で寝たきりに陥るおそれがあり、理学療法や作業療法の必要のある老人を含む。)で、老人医療受給対象者。 |
| | ③ 実施主体 | 地方公共団体、医療法人、社会福祉法人及び厚生大臣が定める者(公的医療機関の開設者、地域の医師会、看護協会等)のうち、一定の基準により、都道府県知事の指定を受けた者。 (指定老人訪問看護事業者。名称～老人訪問看護ステーション) |
| | ④ 訪問看護の内容 | かかりつけの医師の指示により、老人訪問看護ステーションから看護婦(士)、保健婦(士)、准看護婦(士)、理学療法士又は作業療法士が対象者宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助(病状観察、清拭、洗髪、床ずれの措置、体位変換、カテーテルの管理、リハビリテーション、食事・排泄の介助、家族の介護指導)を行う。 |
| 訪問 看護 事業 | ① 法的根拠 | 健康保健法第44条の4 |
| | ② 対象者 | 病気(難病患者、末期がん患者等)、負傷により継続して療養を受ける状態にある者で病状が安定期にあり、家庭において訪問看護(療養上の世話や必要な診療の補助)が必要であると主治医が認めたもの。 |
| | ③ 実施主体 | 地方公共団体、医療法人、社会福祉法人及び厚生大臣が定める者(公的医療機関の開設者、地域の医師会、看護協会等)のうち、一定の基準により、都道府県知事の指定を受けた者。 (指定訪問看護事業者。名称～訪問看護ステーション) |
| | ④ 訪問看護の内容 | かかりつけの医師の指示により、訪問看護ステーションから看護婦(士)、保健婦(士)、准看護婦(士)、理学療法士又は作業療法士が対象者宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助(病状観察、清拭、洗髪、床ずれの措置、体位変換、カテーテルの管理、リハビリテーション、食事・排泄の介助、家族の介護指導)を行う。 |